

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年1月19日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

厚生年金保険関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100509号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100159号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料はなく、支給についても不明である旨回答している。

また、A社が加入するB健康保険組合は、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100511号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100160号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

請求期間について、A社は、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料はなく、支給についても不明である旨回答している。

また、A社が加入するB健康保険組合は、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録は確認できない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料を保有していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。